1,651キログラム以上1,761キログラム未満			
1,761キログラム以上1,871キログラム未満			
1,871キログラム以上			
1,311キログラム未満	手動式	構造B2	
1,311キログラム以上1,421キログラム未満			
1,421キログラム以上1,531キログラム未満			
1,531キログラム以上1,651キログラム未満			
1,651キログラム以上1,761キログラム未満			
1,761キログラム以上			
1,311キログラム未満	手動式以外のもの		
1,311キログラム以上1,421キログラム未満			
1,421キログラム以上1,531キログラム未満			
1,531キログラム以上1,651キログラム未満			
1,651キログラム以上			
1,421キログラム未満	軽油		
1,421キログラム以上1,531キログラム未満			
1,531キログラム以上1,651キログラム未満			
1,651キログラム以上1,761キログラム未満			
1,761キログラム以上1,871キログラム未満			
1,871キログラム以上1,991キログラム未満			
1,991キログラム以上2,101キログラム未満			
2,101キログラム以上			

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表二中「別表二第一号」を「別表二第二号」に、「別表二第二号」を「別表二第五号」に改める。

○国土交通省告示第百七十五号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月十六日

国土交通大臣　前田　武志

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二一九の項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百七十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十六日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社松井鉄工所本工場	三重県伊勢市竹ヶ鼻町70番地	内燃機関（シリンダの径が450ミリメートル未満のものに限る。）	平成24年2月26日から平成29年2月25日まで
〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	プロペラ軸	〃
〃	〃	船尾管（オイルバス式のものを除く。）	〃

○東北地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第百三十七号南陽都市計画道路事業三・四・五号赤湯停車場線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月二十九日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十六日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年九州地方整備局告示第九十八号熊本都市計画道路事業三・二・二号新市街水前寺線及び三・四・三十六号出水町国府東水前寺線

三　事業施行期間　自平成十九年三月二十九日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年九州地方整備局告示第九十八号の事業地のうち水前寺一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十六日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第九十三号熊本都市計画道路事業三・四・二十九号上熊本法成寺線

三　事業施行期間　自平成十五年七月四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし